

意見書の要旨及び区の見解

- 《 東京都市計画公園第 3・3・109 号中野中央公園の変更 》
- 《 東京都市計画高度地区の変更 》
- 《 東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更 》

意見書の要旨

東京都市計画公園第3・3・109号中野中央公園の変更に係る都市計画の案、東京都市計画高度地区の変更に係る都市計画の案、及び東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る都市計画の案を平成23年6月1日から2週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により1通（個人1通）の意見書の提出があった。その意見の要旨は次のとおりである。

名 称	意 見 書 の 要 旨	中 野 区 の 見 解
東京都市計画 公園第3・3・ 109号中野中 央公園 東京都市計画 高度地区 東京都市計画 防火地域及び 準防火地域	I 反対意見に関するもの 1通（個人1通） 1. そもそも「中野四丁目地区地区計画」に賛成しておらず、関連する都市計画案すべてに反対する。 2. 説明不十分で、縦覧・意見書受付は横暴である。 3. 都市計画案が、事前に中野区議会及び中野区都市計画審議会に報告されていない。 4. 5月20日に行われた都市計画案の説明会は、時間、内容ともに不十分な形骸化した説明会であり、都市計画案は認められない。	I 1. 区は、区民検討会や説明会、区議会報告等を重ねるなど、区民とともに合意形成を図りながら「中野駅周辺まちづくりの計画」を平成17年5月に策定した。都市計画変更案は、この計画に即したものとなっている。 2. 平成23年1月にも、開発計画や都市計画の方針に関し、区民説明会を開催しており、十分な説明を行ってきた。 3. 平成23年1月に中野区議会、さらに平成23年2月には中野区都市計画審議会に、開発計画や都市計画の方針に関して報告している。 4. 5月20日に行った説明会は、事前周知や説明及び質疑応答に十分時間をかけており、形だけ行ったような事実は無い。